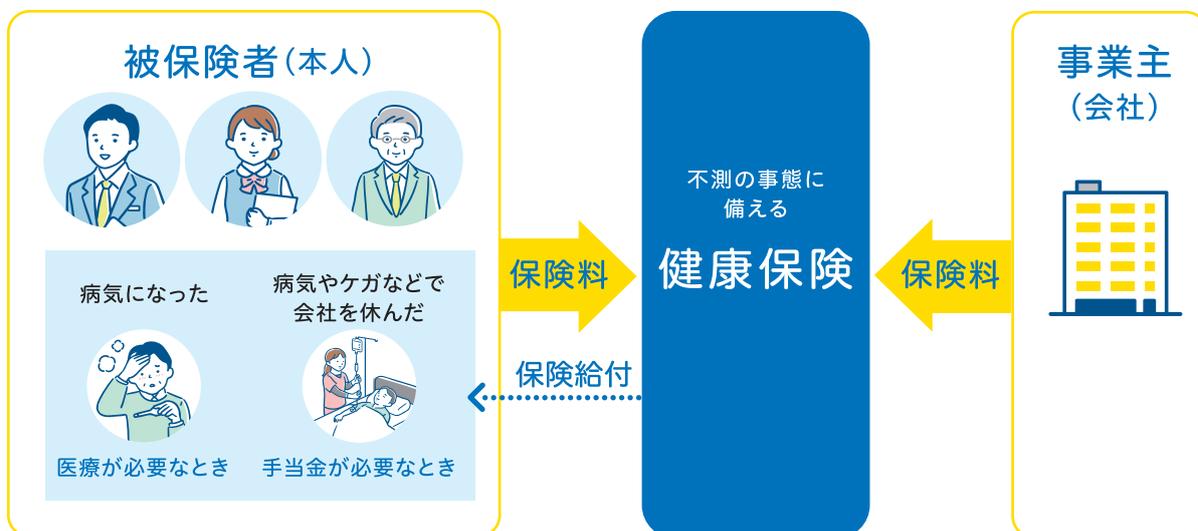


# 健康保険のしくみと概要



健康保険は、職場で働く人と会社が保険料を負担し、加入者本人やその扶養する家族の病気やケガ、出産や死亡に対して必要な医療や手当金などの給付を行うしくみです。



# オムロン健康保険組合では、 一歩進んだ手厚い医療給付や病気の予防、 健康増進のための独自の事業を行っています。

## 1 当健保は、国に代わって健康保険を運営します。

民間企業の健康保険を運営する保険者には、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)と、私たちが加入している健康保険組合があります。

健康保険組合は、独自の立場で手厚い保険給付や健康づくり事業を行うことができます。

## 2 健康保険の事業には、次の2つがあります。

### いざというときの保険給付事業

法律で決められた法定給付と、当健保が独自で行う付加給付※があります。

※資格喪失後(退職など)の方に付加給付は支給されません。

- 病気やけがのとき
- 病気やけがで仕事を休んだとき
- 出産で仕事を休んだとき
- 出産するとき
- 亡くなったとき など



### 健康づくりのための保健事業

病気の予防や健康習慣づくりのための事業などです。

- 健康診断、特定保健指導
- インフルエンザの予防接種や卒煙サポートなどの費用補助
- 健康サポート
- 健康チャレンジ
- 育児情報提供
- 広報誌&メールマガジン発行



## 3 健康保険には事業主(会社)単位で加入します。

被保険者の資格は就職した日に取得し、退職または死亡した日の翌日に資格を喪失します。

## 4 健康保険に加入すると「健康保険被保険者証」を発行します。

通常「保険証」と呼び、医療機関にかかるときに提示します。当健保が扶養認定した家族にも「保険証」が発行されます。

また、「マイナンバーカード」を保険証として利用することもできます。

※対象となる扶養家族がいる方は、当健保に届出が必要です。

※今後、国は保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化させる方向で検討されているため、変更となる場合があります。

# 健康保険に加入できる人

## 本人 被保険者

健康保険料を払って健康保険に加入している人を「被保険者」と言います。

新たに入社された方は入社日から被保険者となりますので、今まで加入していた健康保険から変更する手続きが必要です。

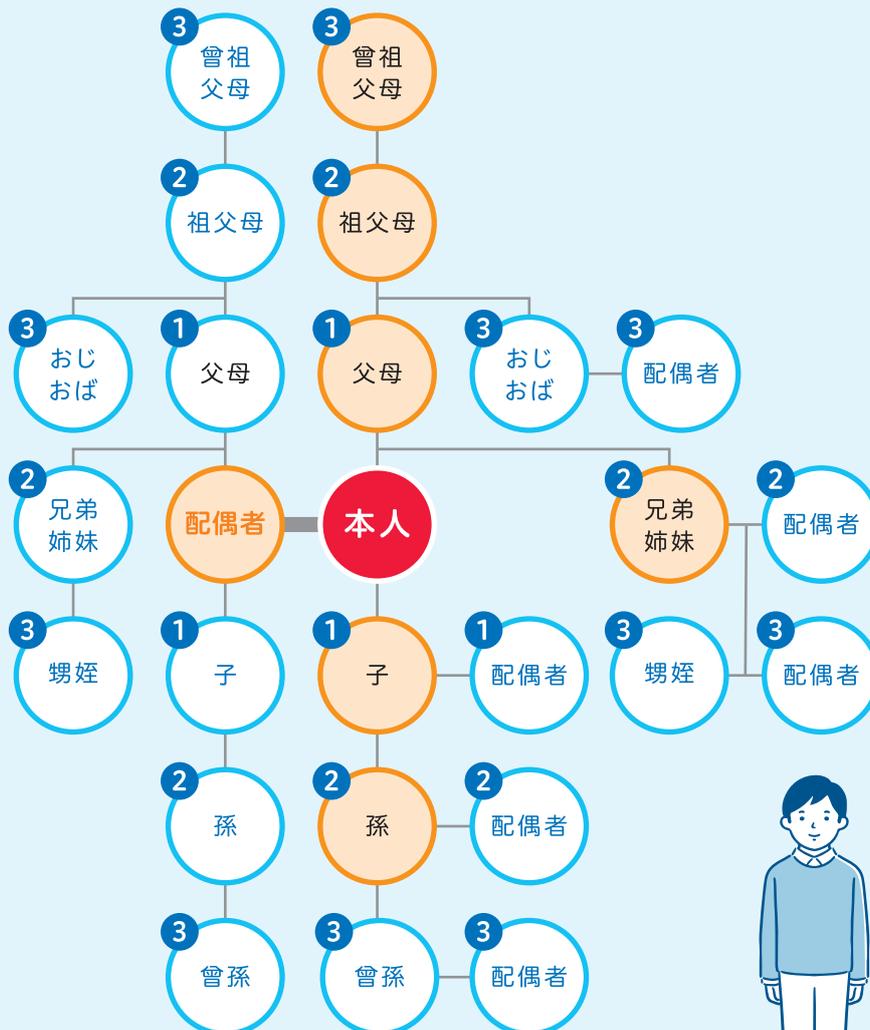
※詳しくは裏表紙の「被扶養者の収入条件」および健保ホームページをご参照ください。

## 扶養家族 被扶養者

健康保険には本人だけでなく扶養家族も加入でき、保険給付が受けられます。これを「被扶養者」と言い、扶養家族として認められるには以下の条件を満たす必要があります。

- 主として被保険者(本人)の収入によって生活をしていること
- 75歳未満の3親等以内の親族(同居/別居の条件あり)

### 扶養の範囲 親等数をあらわす



生活維持関係は必要だが同居でも別居でもよい人

- 配偶者
- 子、孫、兄、姉、弟、妹
- 父、母、祖父、祖母などの直系尊属

生活維持関係と同居が条件の人

- おじ、おば、甥、姪とその配偶者
- 子、孫、兄弟または姉妹の配偶者
- 配偶者の父、母、連れ子
- その他の3親等内の親族





# 保険料について

## 標準報酬月額とは

毎月の健康保険料は収入に応じて決まります。常に変動する報酬に対し、健康保険料を計算しやすくするための基準となる額を決めたものが「標準報酬月額」です(50等級に分かれています)。標準報酬月額の見直しは定時決定と随時改定があり、保険料もそれに依じて変わります。

### 定時決定

毎年1回、4月～6月の報酬の平均額で決定し、その年の9月から翌年8月まで使われます。

### 随時改定

昇給などで報酬(固定的賃金)が大幅に変わり、以後3カ月間の報酬平均額の属する等級が、変更前と2等級以上変動(プラス、マイナスとも)があった場合は、次の定時決定を待たずに4カ月目から改定されます。(例:4月昇給の場合、7月分から改定)

## 保険料の種類 最新情報は健保ホームページでご確認ください。

● 事業主は健康保険料と介護保険料を給料から控除し、納めています。

### 健康保険料

### 被保険者と事業主とで負担します。

- 当健保の健康保険料率は、標準報酬月額の1000分の96です(2023年度現在)。
- 賞与(上限:573万円/年)からも同率を徴収します。
- 被保険者から徴収する健康保険料率は1000分の38.85であり、残りの1000分の57.15を事業主が負担しています。
- 保険料率1000分の96の中には高齢者などの医療を支える特定保険料\*率が含まれています。

\*特定保険料:全国高齢者の医療を支える費用(後期高齢者支援金・前期高齢者納付金・退職者給付拠出金等)

### 介護保険料

### 40歳以上65歳未満の被保険者から健康保険料と合わせて徴収します。

- 介護保険料率は標準報酬月額および標準賞与額の1000分の18です(2023年度現在)。
- 被保険者と事業主が1000分の9ずつ負担します。

\*介護保険料率は毎年見直すことになっているため、最新の料率は健保ホームページでご確認ください。

### 保険料の納付って?

保険料は月単位で計算されます。途中で加入したときも1カ月分の保険料を納めなければなりません。ただし、退職して被保険者の資格を失った月(退職や死亡した日の翌日を含む月)は保険料を納める必要はありません。保険料は事業主が給料の中から前月分を控除し、事業主分と合わせて当健保に毎月納めます。

# 標準報酬・保険料表

特例退職：月額320,000円／任意継続：月額上限710,000円

( )内の数値は保険料率 単位：\*\*/1,000 【令和6年(2024年)4月1日現在】

等級	標準報酬		報酬月額	健康保険料			介護保険料			合計保険料(健康+介護)		
	月額	日額	(以上)～(未満)	被保険者 (38.85)	事業主 (57.15)	計 (96.00)	被保険者 (9.00)	事業主 (9.00)	計 (18.00)	被保険者 (47.85)	事業主 (66.15)	計 (114.00)
1	58,000	1,930	～63,000	2,253	3,315	5,568	522	522	1,044	2,775	3,837	6,612
2	68,000	2,270	63,000～73,000	2,641	3,887	6,528	612	612	1,224	3,253	4,499	7,752
3	78,000	2,600	73,000～83,000	3,030	4,458	7,488	702	702	1,404	3,732	5,160	8,892
4	88,000	2,930	83,000～93,000	3,418	5,030	8,448	792	792	1,584	4,210	5,822	10,032
5	98,000	3,270	93,000～101,000	3,807	5,601	9,408	882	882	1,764	4,689	6,483	11,172
6	104,000	3,470	101,000～107,000	4,040	5,944	9,984	936	936	1,872	4,976	6,880	11,856
7	110,000	3,670	107,000～114,000	4,273	6,287	10,560	990	990	1,980	5,263	7,277	12,540
8	118,000	3,930	114,000～122,000	4,584	6,744	11,328	1,062	1,062	2,124	5,646	7,806	13,452
9	126,000	4,200	122,000～130,000	4,895	7,201	12,096	1,134	1,134	2,268	6,029	8,335	14,364
10	134,000	4,470	130,000～138,000	5,205	7,659	12,864	1,206	1,206	2,412	6,411	8,865	15,276
11	142,000	4,730	138,000～146,000	5,516	8,116	13,632	1,278	1,278	2,556	6,794	9,394	16,188
12	150,000	5,000	146,000～155,000	5,827	8,573	14,400	1,350	1,350	2,700	7,177	9,923	17,100
13	160,000	5,330	155,000～165,000	6,216	9,144	15,360	1,440	1,440	2,880	7,656	10,584	18,240
14	170,000	5,670	165,000～175,000	6,604	9,716	16,320	1,530	1,530	3,060	8,134	11,246	19,380
15	180,000	6,000	175,000～185,000	6,993	10,287	17,280	1,620	1,620	3,240	8,613	11,907	20,520
16	190,000	6,330	185,000～195,000	7,381	10,859	18,240	1,710	1,710	3,420	9,091	12,569	21,660
17	200,000	6,670	195,000～210,000	7,770	11,430	19,200	1,800	1,800	3,600	9,570	13,230	22,800
18	220,000	7,330	210,000～230,000	8,547	12,573	21,120	1,980	1,980	3,960	10,527	14,553	25,080
19	240,000	8,000	230,000～250,000	9,324	13,716	23,040	2,160	2,160	4,320	11,484	15,876	27,360
20	260,000	8,670	250,000～270,000	10,101	14,859	24,960	2,340	2,340	4,680	12,441	17,199	29,640
21	280,000	9,330	270,000～290,000	10,878	16,002	26,880	2,520	2,520	5,040	13,398	18,522	31,920
22	300,000	10,000	290,000～310,000	11,655	17,145	28,800	2,700	2,700	5,400	14,355	19,845	34,200
23	320,000	10,670	310,000～330,000	12,432	18,288	30,720	2,880	2,880	5,760	15,312	21,168	36,480
24	340,000	11,330	330,000～350,000	13,209	19,431	32,640	3,060	3,060	6,120	16,269	22,491	38,760
25	360,000	12,000	350,000～370,000	13,986	20,574	34,560	3,240	3,240	6,480	17,226	23,814	41,040
26	380,000	12,670	370,000～395,000	14,763	21,717	36,480	3,420	3,420	6,840	18,183	25,137	43,320
27	410,000	13,670	395,000～425,000	15,928	23,432	39,360	3,690	3,690	7,380	19,618	27,122	46,740
28	440,000	14,670	425,000～455,000	17,094	25,146	42,240	3,960	3,960	7,920	21,054	29,106	50,160
29	470,000	15,670	455,000～485,000	18,259	26,861	45,120	4,230	4,230	8,460	22,489	31,091	53,580
30	500,000	16,670	485,000～515,000	19,425	28,575	48,000	4,500	4,500	9,000	23,925	33,075	57,000
31	530,000	17,670	515,000～545,000	20,590	30,290	50,880	4,770	4,770	9,540	25,360	35,060	60,420
32	560,000	18,670	545,000～575,000	21,756	32,004	53,760	5,040	5,040	10,080	26,796	37,044	63,840
33	590,000	19,670	575,000～605,000	22,921	33,719	56,640	5,310	5,310	10,620	28,231	39,029	67,260
34	620,000	20,670	605,000～635,000	24,087	35,433	59,520	5,580	5,580	11,160	29,667	41,013	70,680
35	650,000	21,670	635,000～665,000	25,252	37,148	62,400	5,850	5,850	11,700	31,102	42,998	74,100
36	680,000	22,670	665,000～695,000	26,418	38,862	65,280	6,120	6,120	12,240	32,538	44,982	77,520
37	710,000	23,670	695,000～730,000	27,583	40,577	68,160	6,390	6,390	12,780	33,973	46,967	80,940
38	750,000	25,000	730,000～770,000	29,137	42,863	72,000	6,750	6,750	13,500	35,887	49,613	85,500
39	790,000	26,330	770,000～810,000	30,691	45,149	75,840	7,110	7,110	14,220	37,801	52,259	90,060
40	830,000	27,670	810,000～855,000	32,245	47,435	79,680	7,470	7,470	14,940	39,715	54,905	94,620
41	880,000	29,330	855,000～905,000	34,188	50,292	84,480	7,920	7,920	15,840	42,108	58,212	100,320
42	930,000	31,000	905,000～955,000	36,130	53,150	89,280	8,370	8,370	16,740	44,500	61,520	106,020
43	980,000	32,670	955,000～1,005,000	38,073	56,007	94,080	8,820	8,820	17,640	46,893	64,827	111,720
44	1,030,000	34,330	1,005,000～1,055,000	40,015	58,865	98,880	9,270	9,270	18,540	49,285	68,135	117,420
45	1,090,000	36,330	1,055,000～1,115,000	42,346	62,294	104,640	9,810	9,810	19,620	52,156	72,104	124,260
46	1,150,000	38,330	1,115,000～1,175,000	44,677	65,723	110,400	10,350	10,350	20,700	55,027	76,073	131,100
47	1,210,000	40,330	1,175,000～1,235,000	47,008	69,152	116,160	10,890	10,890	21,780	57,898	80,042	137,940
48	1,270,000	42,330	1,235,000～1,295,000	49,339	72,581	121,920	11,430	11,430	22,860	60,769	84,011	144,780
49	1,330,000	44,330	1,295,000～1,355,000	51,670	76,010	127,680	11,970	11,970	23,940	63,640	87,980	151,620
50	1,390,000	46,330	1,355,000～	54,001	79,439	133,440	12,510	12,510	25,020	66,511	91,949	158,460

※介護保険料については、40歳以上65歳未満の被保険者から徴収しています。※2025年(令和7年)4月以降については、健保ホームページでご確認ください。



# 保険証について

## 1

### 保険証を使うとき



当健保に加入して被保険者になると、その証明書として健康保険被保険者証(保険証)が交付されます。保険医療機関にかかるとき、この保険証を病院の窓口提出することで、医療費の一部を負担して必要な治療が受けられます。



**保険証の提示が必要なとき**

医療機関にかかるとき、また月に1度は、必ず「保険証」を提示してください。

**旅行や行楽、帰省のとき**

万が一の事態に備え、外出時には必ず「保険証」を携帯してください。



**保険証を提示しないで医療機関を受診した場合**

原則、全額自己負担です。後日、オムロン健康保険組合に7割(または8割)分の請求をされても返金できない場合があります。

**「高齢受給者証」「限度額適用認定証」をお持ちの方**

「保険証」と一緒に必ず医療機関へ提示してください(窓口負担額が変わる場合があります)。



**保険証の内容に変更があった場合**

変更時はすみやかに(原則5日以内)手続きしてください(被扶養者の就職や結婚による氏名変更など)。

**保険証は大切に**

保険証の記載事項を勝手に直したり(住所欄は別)、他人に貸したりすることは禁止されています。また、保険証は身分証明書の役割をする大切なものですから、保管には十分気をつけてください。しまい忘れたり、病院に預けたままにしないようにしてください。万が一、保険証を紛失したり、盗難に遭った場合はすみやかに最寄りの警察署または交番に届け出てください。退職時には所属の会社へ返却してください。

**マイナンバーカードを利用した医療機関受診も可能です**  
※詳しくは厚生労働省ホームページでご確認ください。

## 知っていますか?「高額療養費の払い戻し」

ご安心  
ください

### 高額な療養費を支払ったとしても後日、払い戻しされます。

病気やけがで入院したときなど、医療費が高額になったとしても、自己負担する金額には標準報酬月額に応じて上限が設けられているため、超えた額(「高額療養費」と言います)は健康保険組合から後日、払い戻しをしています。

さらに当健保では、自己負担限度額に対して独自の付加給付制度を設けているので、付加給付金として払い戻しています。

なお、医療機関窓口での支払いを一時でも自己負担限度額までに抑えたい場合は、「限度額適用認定証」の申請書を健保に提出し、交付された認定証を支払時に提示してください。

「限度額適用認定証」は、所得の区分を確認するためのものです。窓口で支払処理前に提示しないと役目を果たしませんのでご注意ください。

骨折で  
入院

#### 〈例〉窓口で支払った医療費の1カ月の額が30万円だった場合

条件:70歳未満、本人が入院(標準報酬月額28~53万円)、  
保険対象外(入院時の食事代、居住費、差額ベッド代など)は除く



オムロン健保では、高額療養費の払い戻しと付加金の給付を「給付金のお知らせ」に掲載しお送りしています。受け取られたら内容の確認をしてください。再発行は行いませんので大切に保管してください。

ご自身や扶養家族の「医療費・給付金」は、健保ホームページでも確認することができます。

健保ホームページの「医療費のお知らせ」から、IDとパスワードを入力してください。(毎月20日更新)



## 2 保険証が使えないとき

病気やケガの原因によっては、「健康保険」で治療を受けることができないものがあります。誤って保険証を使い治療を受けられた場合、支給した医療費や給付金を返還いただきますので十分ご注意ください。



### ● 業務上、通勤途上のもの(労災・通災)

業務上、通勤途上の事故による病気やケガは、労働基準法による補償や労災保険で医療機関を受診することになり、保険証は使えません。速やかに上司や事業所総務に報告してください。

治療費は全額労災保険で補償されます。

労災・通災になるかどうかは自分で判断せず、事業所総務に相談を！

### ● 病気、ケガといえないもの

- 単なる疲労や倦怠
- 美容整形や近眼の手術、歯科矯正
- アザを取るなどの先天的な皮膚の治療
- 予防接種
- 経済上の理由による人工妊娠中絶
- 正常な妊娠、出産
- 健康診断
- 人間ドック

### 整骨院・接骨院にかかるときの注意

接骨院や整骨院で治療(施術)を受けるとき、健康保険が使える場合と、使えない場合があります。健康保険を使えない症例だと判明した場合には、全額自己負担になることもあるので、受診時には気をつけましょう。

#### 健康保険が使える場合

- 歩行中に転倒し、捻挫・打撲・挫傷(肉離れ)した
- 重いものを持ち上げ、腰を痛めた
- 骨折・脱臼の応急手当

(応急手当以外は医師の同意が必要)  
※内科的原因を除き、急性の外傷性負傷



#### 健康保険が使えない場合

- 日頃の家事による肩コリ対策のマッサージ
- クラブ活動の筋肉疲労解消のためのスポーツマッサージ
- 原因不明の痛み、リウマチ・神経痛・ヘルニアなど病気による痛み
- 通勤中、仕事上の負傷
- 医療機関で同じ箇所を治療中のもの
- 脳疾患後遺症などの慢性病

受診の際の  
注意点！！

負傷の原因は、詳細に正しく伝えましょう。受診日ごとに(月毎ではなく)領収書をもらい保管しましょう。療養費支給申請書に署名を求められたら、施術内容が正しいか確認してから署名しましょう。

## 次の場合は、必ずオムロン健保にご連絡ください！



①～④の場合、連絡なく後ほど判明した場合は、すでに支給した給付金を返還いただく場合があります。

- ① 業務上、通勤途上の病気やケガ(いわゆる、労災、通災にあたるもの)
- ② 日本スポーツ振興センターに災害給付金を申請する場合  
(学校の管理下で発生した病気やケガ)
- ③ ②以外でも学校の保険で治療費が支給される場合
- ④ 交通事故などによる病気やケガ

### ● 交通事故によるもの

交通事故によるケガは「健康保険」で治療を受けることができますが、**すみやかに当健保へ連絡**し、「第三者の行為による傷病届」の提出が必要です。本来、発生した治療費は加害者が負担すべきものです。よって、後日、当健保から加害者や保険会社へ医療費を請求します。



### ● 犯罪やけんかなどによるもの

原因によっては、保険給付の一部制限や、全く支給されないことがあるため、犯罪やけんか、泥酔などにより医療機関を受診した場合は、**すみやかに当健保にご連絡ください。**



子ども医療費助成・障害者医療費助成・福祉医療費助成など

国や市区町村から医療費が補助される場合、公費が優先となります。

**事前に必ず「医療費助成制度 該当届」をご提出ください！**

詳しくは健保ホームページ 各種手続き → 保険証にかかわること → 医療費助成を受けるとき

# 健康保険はこんなときにお支払いします

給付の種類	法定給付(法律で決められた給付)																																											
① 療養の給付 / 家族療養費	被保険者が医療機関に保険証を提示して必要な医療を受けることができます。 一部負担金：医療費の3割(※給付割合は年齢などによって異なります)																																											
② 入院時食事療養費	入院時の食事については1食あたり460円(低所得者等210円以下)を自己負担し、残りの費用を健康保険組合から給付します。家族も被保険者と同様。(一部負担還元金、高額医療費の計算対象にはならない)																																											
③ 訪問看護療養費 / 家族訪問看護療養費	在宅の患者が訪問看護ステーションから派遣された看護師等から療養に伴う世話や看護を受けられます。健康保険からの給付と自己負担は、①療養の給付と同じ。																																											
④ 高額療養費	医療機関窓口で支払った自己負担金額が以下の条件を超えた場合に健康保険組合から給付します。 a. 診療報酬明細書1件(医療機関ごとに1ヵ月単位で提出)ごとに自己負担金額が下記の自己負担限度額を超過した場合 b. 自己負担金額が21,000円以上の診療報酬明細書を同一世帯で合算した結果、下記の自己負担限度額を超過した場合 ■ 高額療養費の自己負担限度額 給付金は下表をもとに自動計算し、給与振込等にて給付します。本人の手続きは不要です。																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">70歳未満の方</th> <th>自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分ア</td> <td>標準報酬月額83万円以上</td> <td>252,600円+ (医療費総額-842,000円) × 0.01</td> </tr> <tr> <td>区分イ</td> <td>標準報酬月額53万円~83万円未満</td> <td>167,400円+ (医療費総額-558,000円) × 0.01</td> </tr> <tr> <td>区分ウ</td> <td>標準報酬月額28万円~53万円未満</td> <td>80,100円+ (医療費総額-267,000円) × 0.01</td> </tr> <tr> <td>区分エ</td> <td>標準報酬月額28万円未満</td> <td>57,600円</td> </tr> <tr> <td>区分オ</td> <td>市区町村住民税非課税者</td> <td>35,400円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">70歳以上の方</th> <th>個人ごと(外来)</th> <th>世帯ごと(外来+入院)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現役並所得者</td> <td>現役並Ⅱ 標準報酬月額83万円以上</td> <td>252,600円+ (医療費総額-842,000円) × 0.01</td> <td>[140,100円]</td> </tr> <tr> <td>現役並Ⅱ 標準報酬月額53万円以上83万円未満</td> <td>167,400円+ (医療費総額-558,000円) × 0.01</td> <td>[93,000円]</td> </tr> <tr> <td>現役並Ⅰ 標準報酬月額28万円以上53万円未満</td> <td>80,100円+ (医療費総額-267,000円) × 0.01</td> <td>[44,400円]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一般の人</td> <td>18,000円(年間上限(前年8月~7月)144,000円)</td> <td>57,600円 [44,400円]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町村住民税非課税者</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所得が一定基準に満たない場合等</td> <td></td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※[ ]内は多数該当の場合で、12か月間に3か月以上高額療養費に該当した場合、4か月目以降は多数該当として、自己負担限度額が引き下げられます。 ※現役並所得者とは課税所得145万円以上の人が該当します。年収ベースでは、高齢者複数世帯で520万円以上、単身世帯で383万円以上の人が該当します。</p> <p>c. 直近12ヵ月間に高額療養費の支給回数が同一世帯で4回以上に該当し、4回目から自己負担金額が下記金額を超過した場合(多数該当) 区分ア：140,100円……………(標準報酬月額83万円以上) 区分イ：93,000円……………(標準報酬月額53万円~83万円) 区分ウ/区分エ：44,400円……………(標準報酬月額53万円未満) 区分オ：24,600円……………(市区町村住民税非課税者)</p>	70歳未満の方		自己負担限度額	区分ア	標準報酬月額83万円以上	252,600円+ (医療費総額-842,000円) × 0.01	区分イ	標準報酬月額53万円~83万円未満	167,400円+ (医療費総額-558,000円) × 0.01	区分ウ	標準報酬月額28万円~53万円未満	80,100円+ (医療費総額-267,000円) × 0.01	区分エ	標準報酬月額28万円未満	57,600円	区分オ	市区町村住民税非課税者	35,400円	70歳以上の方		個人ごと(外来)	世帯ごと(外来+入院)	現役並所得者	現役並Ⅱ 標準報酬月額83万円以上	252,600円+ (医療費総額-842,000円) × 0.01	[140,100円]	現役並Ⅱ 標準報酬月額53万円以上83万円未満	167,400円+ (医療費総額-558,000円) × 0.01	[93,000円]	現役並Ⅰ 標準報酬月額28万円以上53万円未満	80,100円+ (医療費総額-267,000円) × 0.01	[44,400円]	一般の人		18,000円(年間上限(前年8月~7月)144,000円)	57,600円 [44,400円]	市町村住民税非課税者		8,000円	24,600円	所得が一定基準に満たない場合等		
70歳未満の方		自己負担限度額																																										
区分ア	標準報酬月額83万円以上	252,600円+ (医療費総額-842,000円) × 0.01																																										
区分イ	標準報酬月額53万円~83万円未満	167,400円+ (医療費総額-558,000円) × 0.01																																										
区分ウ	標準報酬月額28万円~53万円未満	80,100円+ (医療費総額-267,000円) × 0.01																																										
区分エ	標準報酬月額28万円未満	57,600円																																										
区分オ	市区町村住民税非課税者	35,400円																																										
70歳以上の方		個人ごと(外来)	世帯ごと(外来+入院)																																									
現役並所得者	現役並Ⅱ 標準報酬月額83万円以上	252,600円+ (医療費総額-842,000円) × 0.01	[140,100円]																																									
	現役並Ⅱ 標準報酬月額53万円以上83万円未満	167,400円+ (医療費総額-558,000円) × 0.01	[93,000円]																																									
	現役並Ⅰ 標準報酬月額28万円以上53万円未満	80,100円+ (医療費総額-267,000円) × 0.01	[44,400円]																																									
一般の人		18,000円(年間上限(前年8月~7月)144,000円)	57,600円 [44,400円]																																									
市町村住民税非課税者		8,000円	24,600円																																									
所得が一定基準に満たない場合等			15,000円																																									
⑤ 特定療養費	基礎部分の医療費を特定療養費として健康保険から給付します。一部負担金は、①療養の給付/家族療養費と同じ。特定承認保険医療機関(大学病院等)で高度先進医療を受診した技術料/特別室の室料等は、全額自己負担。																																											
⑥ 療養費 / 第二家族療養費	健康保険の基準額の7割(給付割合は年齢などによって異なります)を健康保険から給付します。 ■ コルセット等の治療用装具を装着した場合 ■ やむを得ず非保険医を受診した場合 <b>⚠ 外出時は、必ず「保険証」を携帯してください(特に、行楽や旅行、帰省など)。「保険証」を提示せずに医療機関を受診した場合は、原則、全額自己負担であり、健康保険分を給付できない場合があります。</b>																																											
⑦ 移送費	病気やケガで移動が困難な患者が、医師の指示で一時的かつ緊急時必要があり移送された場合に給付します。																																											
⑧ 高額介護合算療養費	8月1日~翌年7月31日の1年間にかかった、同一世帯の高額医療費と介護費用の自己負担額の合算額が、著しく高額になる場合に給付します。																																											
⑨ 出産した場合	⑨ 出産育児一時金・ / 家族出産育児一時金	妊娠4ヵ月以上で分娩(死産含む)した場合に給付します。 【対象】 出産した被保険者および被扶養者 1児につき500,000円 (在胎週数22週目に達していない出産、および、産科医療保障制度未加入の場合は、488,000円)																																										
	⑩ 出産手当金	被保険者本人が出産する際に、産前産後に会社を休んで報酬等がなかったり、出産手当金より報酬等が少ない場合に給付します。 【対象】 出産した被保険者本人 【対象期間】 産前：出産予定日前42日、多胎妊娠の場合は98日前(出産が遅れた場合、遅れた期間も含む)(出産は産前に含む) / 産後：56日 1日につき標準報酬日額の2/3、または報酬等との差額を支給																																										
長期療養した場合	⑪ 傷病手当金	療養のために会社を4日以上休んで報酬等がなかったり、傷病手当金より報酬等が少ない場合に給付します。 【対象】 被保険者本人 【対象期間】 支給開始日より通算1年6ヵ月1日につき標準報酬日額の2/3、または報酬等との差額を支給																																										
	⑫ 延長傷病手当金 付加金	給付されません(付加給付のみ支給)。																																										
死亡した場合	⑬ 埋葬料/家族埋葬料	被保険者、被扶養者が死亡した場合、給付します。 【対象】 死亡した被保険者と被扶養者：50,000円																																										
	⑭ 埋葬費	被保険者が死亡し、家族ではなく友人/会社などが埋葬を行った場合、給付します。詳細(法定給付・付加給付)は、当健保																																										

付加給付(オムロン健保独自の給付)※資格喪失後(退職など)の方は対象外	主な手続き・申請書類
<p>⑮ 一部負担還元金 (被保険者)</p> <p>診療報酬明細書1件ごとに窓口負担した医療費または、自己負担限度額から25,000円を控除した額(1,000円未満は不支給、100円未満は切捨て)を支給します。</p>	<p>手続き不要</p>
<p>⑯ 家族療養付加金</p> <p>診療報酬明細書1件ごとに窓口負担した医療費または、自己負担限度額から25,000円を控除した額(1,000円未満は不支給、100円未満は切捨て)を支給します。</p>	<p>手続き不要</p>
<p>①療養の給付/家族療養費の付加給付と同じ(⑮ ⑯)</p>	<p>手続き不要</p>
<p>⑰ 合算高額療養費付加金</p> <p>本人・家族それぞれの窓口負担した医療費が診療報酬明細書1件あたり21,000円以上あり、かつ高額療養費の世帯合算に該当する場合、被保険者は世帯負担限度額から25,000円を控除した額、被扶養者も、25,000円を控除した額の両方をたした額(1,000円未満は不支給、100円未満の端数は切り捨て)を支給します。</p>	<p>手続き不要</p> <p>「限度額適用認定証」を依頼する方は事前申請が必要です。詳細はP6をご覧ください。</p>
<p>①療養の給付/家族療養費の付加給付と同じ(⑮ ⑯)</p>	<p>手続き不要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「療養費支給申請書」</li> <li>●領収書(原本)</li> <li>●医師の作製指示書(装具装着時のみ)</li> <li>●装具作製確認書</li> <li>●写真添付</li> </ul>
<p>①療養の給付/家族療養費の付加給付と同じ(⑮ ⑯)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「移送費支給申請書」</li> <li>●費用の領収書 ●医師の意見書</li> </ul>
<p>※詳細は、当健保にお問合せください。</p>	
<p>1児につき以下の金額を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■被保険者が出産：12,000円</li> <li>■被扶養者が出産：8,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「出産育児一時金・出産育児付加金支給請求書」もしくは、「出産育児一時金等 内払金支払依頼書」</li> <li>●医師の証明</li> <li>●医療機関等から交付される「直接支払制度利用の合意文書」の写し</li> <li>●出産費用の領収書/明細書の写し</li> <li>●海外での出産時は出産証明書に医師のサインと全ての内容の日本語訳を添付</li> </ul>
<p>出産手当金が支給されるときに、1日につき標準報酬日額の85/100に相当する額から出産手当金を控除した額を支給します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「出産手当金・手当付加金請求書」</li> <li>●医師の証明</li> <li>●事業主証明</li> </ul>
<p>傷病手当金が支給される場合、1日につき標準報酬日額の85/100に相当する額から傷病手当金を控除した額を支給します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「傷病手当金・付加金請求書」</li> <li>●医師の証明 ●事業主証明</li> </ul>
<p>法定給付期間を過ぎてその後さらに療養の状況が続いた場合に支給します。 【対象】法定分の傷病手当金を受給した被保険者本人 【対象期間】法定分の傷病手当金給付開始後3年間を越えない期間 1日につき標準報酬日額の40/100、または報酬等との差額を支給</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「延長傷病手当付加金請求書」</li> <li>●医師の証明</li> <li>●事業主証明</li> </ul>
<p>被保険者、被扶養者が死亡した場合、支給します。 ■被保険者：50,000円 ■被扶養者：40,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「埋葬料(費)請求書」</li> <li>●死亡診断書または埋(火)葬証明書</li> </ul>
<p>にお問合せください。請求時には、「埋葬料/家族埋葬料」の手続き書類に加えて埋葬にかかった費用の領収書(原本)も必要となります。</p>	



# 退職後の保険について

退職すると、その翌日(資格喪失日)に**当健保の被保険者としての資格が無くなります。**  
日本は、国民皆保険制度(すべての日本国民はなんらかの医療保険に加入する)のため、以下のいずれかの制度に加入することになります。

## オムロン健康保険組合

### 任意継続保険

被保険者期間が連続して2ヵ月以上ある方  
(最長2年間加入可能)

### 特例退職保険

日本に住民票があり、かつ老齢厚生年金※受給権者で  
下記条件を満たす方は74歳まで加入できます。

20年以上、当健保の被保険者であった方

または

40歳以降10年以上、当健保の被保険者であった方

### 健康保険組合・協会けんぽ・ 共済組合など

- 就職した場合・・・就職先の保険に加入
- 家族が加入している保険の被扶養者になる場合

### 国民健康保険

- 上記保険制度に加入しない場合や自営業で自活する場合  
→ 居住市区町村の国民健康保険に加入

※「老齢厚生年金(報酬比例部分)」の支給開始年齢は、2025年度まで段階的に65歳に引き上げられています。生年月日や厚生年金の種別および男女の区別によっても支給開始年齢が異なります。詳細は厚生労働省、日本年金機構ホームページでご確認ください。  
年金支給の引き上げに伴い、すぐには特例退職保険への加入ができない場合があります。その際は、オムロン健保の任意継続保険もしくは国民健康保険へご加入ください。

## セカンドライフをより豊かに…

特例退職者対象

## 「健康いきがづくり教室」

日帰り、宿泊、施設・工場見学など、  
多くの企業OBが集い交流するイベントが開催されています。  
参加者から健康増進にもつながると好評です。

※参加に際して当健保からの費用補助はありません。



健康いきがづくり教室



<https://www.kenkolife.org/>

# 保健事業のご案内

## 広報誌&メールマガジン発行

「Healthyオムロンニュース」(春のみ)に当年度利用できる保健事業の詳細、法改正や予算・決算、保健衛生の知識等をお知らせしています。

さらにメールマガジン(6回程度/年)で、健康維持増進へのきっかけ、ヘルスリテラシー向上を目指した情報提供やプレゼント応募など、健康づくりに役立つ情報やお得な情報をお届けします。ぜひメールアドレスをご登録ください。

扶養家族の方、特例退職保険・任意継続保険加入の方々、社員個人のメルアド登録也大歓迎!



予防接種・常備薬などの補助開始のお知らせ

健康に役立つ情報

プレゼント企画など



## 健保ホームページ

申請手続き、制度の説明だけでなく、健康づくりに役立つ情報、体や心の取り扱い方アドバイス、厚労省や疾病に関する専門機関をリンク集に掲載するなど、健康に関連する情報をストックしていますので、ご覧ください。

<URL> <https://www.omron-kenpo.org/>



## 医療費通知・給付金のお知らせ

「医療費」「給付金」ともに最新情報はWebでチェックできます!

健保ホームページ「医療費のお知らせ」からIDとパスワードを入力

【毎月20日更新】

- 医療機関等に受診した月の約4ヵ月後に医療費情報が反映され閲覧いただけます。
- 給付金も「医療費のお知らせ」に併記されます。
- 確定申告の医療費控除(e-TAX申告)に利用できる医療費データ(XML)を毎年2月に掲載します(年1回)。

※紙による「給付金のお知らせ」について、紛失時の再発行は行っておりません。健保ホームページをご利用ください。

氏名	生年月日	経理年月	日数	医療機関	医療費の総額	健康保険が支払った金額	健康保険が支払った金額(自己負担)	給付区分	給付区分	種類	金額
平成30年02月分											
本人	1981.01.01	2019.11	1	医療	6,740	4,710	0	2,030	第1	一部負担発生	3,200
本人	1981.01.01	2019.11	1	調剤	79,870	48,680	0	31,190	第1		0
妻	1981.01.01	2019.11	1	医療	4,530	4,530	0	2,650			0
妻	1981.01.01	2019.11	1	調剤	2,110	1,610	0	490			0
平成30年02月分合計											3,200
年合計											3,200

# よくあるご質問



## Q 扶養家族がいると保険料は高くなりますか？

A 扶養者がいても保険料は高くなりません。健康保険組合では被保険者の方のみ保険料を徴収し、被扶養者は被保険者の保険料でまかっています。介護保険料も同様の考え方で運用しています。

## Q 「医療費」を確認したいのだけど…「給付金」っていつ振り込まれるの？

A 高額療養費や出産育児一時金、インフルエンザ予防接種費用補助金などの保険給付金を受け取られる方には、「給付金のお知らせ」が紙で届きます。「給付金のお知らせ」に記載された作成月の翌月末に、当健保から各会社へ一括振込みしています。つまり、入金前の事前通知です。各会社から個人への振込月は所属会社の人事総務部門へお問合せください(およそ4ヵ月後前後の振込となります)。OBの方への振込は、当健保から保険料徴収口座へ振込みます。

定期的に健保ホームページで「医療費のお知らせ」を確認しましょう！

保険証を悪用して、“通院の事実がないのに故意に治療費が請求されている”といったことがないとも限りません。医療機関にかかったら受診内容に間違いがないか、確認する習慣をつけましょう。

## Q 入院の際、病院で「限度額適用認定証」を発行してもらおうと言われてましたが、どうしたらいいですか？

A 当健保では、入院／通院を問わず、医療費が高額になった場合、病院から送られてくる診療明細を元に高額療養費部分を計算し、被保険者宛に還付しています。窓口で支払う金額を準備できる場合は、後日還付されるので「限度額適用認定証」の発行は不要です。心臓の手術入院など高額になるような場合は「限度額適用認定証」を申請してください。支払い時に病院に提示できるよう、余裕をもって申請するようお願いいたします。

## Q 治療用装具を装着し療養費の立て替え払いをしたので、払い戻しの申請がしたいです。

A 保険診療で療養費と認められるものは、健保に払い戻しの請求をすることができます。健保ホームページより申請書をダウンロードし、必要事項を記載のうえ提出してください。

## Q 保険証を持たず病院へ行ってしまった。どうしたらいいですか？

A 医療機関は患者に治療費全額請求しますが、受診した当月中に医療機関へ保険証を提示すれば、健康保険組合負担分(7割または8割等)の治療費の返金に応じてもらえるので、必ず当月中に保険証を提示しに行きましょう。後日、当健保へ請求されても給付に応じられない場合があります。

## Q 公開されている資料をダウンロードしたいのですが、パスワードがかかっていてダウンロードできません。

A 下記のIDとパスワードでダウンロードできます。

ID..... omron

パスワード... 保険証の下部に記載されている保険者番号の下4桁

保険者所在地	京都市下京区 <small>↓</small> 小路通堀川東入南
保険者番号	□□□□□□□□
保険者名称	オムロン健康保険組合

# 健保の主な事業 年間予定表

通年で  
受付けている  
保健事業

4月	● 広報誌「Healthyオムロンニュース」発行		
5月	5月上旬～ 扶養家族・OB向け 健康診断	4月上旬～5月下旬 家庭用常備薬の 斡旋	健康チャレンジ (PepUp・aruku&)
6月	申請期間 5～9月末日まで		人間ドック
7月	受診期間 5～1月末日まで		郵送によるがん検診
8月	※健診機関の予約が埋まると 受付できなくなります。 早めにお申し込みください。	7月下旬～8月下旬 社員の被扶養者、任意継続保険および 特例退職保険加入の被扶養者の実態調査実施	無料歯科検診
9月		※扶養家族の所得証明書、確定申告で使用された提出書類等の 提出が必要となります。	
10月	10月上旬～11月中旬 定期健康診断 同時がん検診 (各事業主と共催)実施	10月上旬～11月中旬 家庭用常備薬の斡旋	
11月			11月～3月下旬 インフルエンザ 予防接種費用補助 申請受付
12月	※対象年齢の方は会社でがん検診を受診できます。 ※定期健診は各社によって時期が異なります。		
1月			
2月	● 確定申告の医療費控除(e-TAX申告)に 利用できる医療費データ(XML)を 健保ホームページの「医療費のお知らせ」に掲載		
3月			

内容や時期は年度により変更することがあります。  
詳細な日程は健保ホームページでご確認ください。

<https://www.omron-kenpo.org/> オムロン健康保険組合 検索



# 速やかに手続きしてください

詳しくはこちら▶



## 保険証を紛失、き損したとき

- 保険証の再交付申請が必要 **紛失した場合は、警察に届け出をしましょう。**

## 被保険者(本人)に変更があったとき

- 結婚などで氏名が変更した場合に申請が必要

## 被扶養者に変更があったとき

- 子供が生まれた
- 被扶養者が就職
- 被扶養者の年間収入が収入条件を超過する見込み
- 被扶養者が結婚
- 被扶養者が死亡

### 被扶養者の収入条件

**扶養になれる方** 年間収入※1 **130万円未満**(日額3,611円以下※2)であること。

ただし60歳以上および障害年金受給者の場合、  
年間収入※1180万円未満(日額4,999円以下※2)であること。

※1 年間収入には年金や株、家賃収入等の全ての収入を含む。

※2 日額は雇用保険・傷病手当金等受給の場合の基準。

**日本国内に住所(住民票)がある人。**

※国内居住要件の例外となる場合があります。

### 同居の場合

扶養したい家族の年間収入が、被保険者の年間収入の1/2未満であること。

### 別居の場合

扶養したい家族の年間収入より多い額を定期的を送金していること。

**⚠ 手渡し不可**

年間収入とは、この先1年間の見込収入を意味します。  
勤務形態等の変更により、今後の収入が条件金額を超える場合は扶養家族となれません。

## オムロン健康保険組合

[発行] 〒600-8530 京都市下京区塩小路通堀川東入  
TEL:075-344-7190/FAX:075-344-7126 発行責任者 浜田 仁

健保ホームページで最新情報を掲載しています。

オムロン健康保険組合 検索

UD FONT

見やすいユニバーサルフォントを採用しています。

2023年4月発行